

鴨川市地域防災計画

〔資 料 編〕

令和 3 年 2 月改定

鴨川市防災会議

鴨川市地域防災計画

資料編

1. 防災関係条例及び規定等	1
1-1 鴨川市防災会議条例（平成17年2月11日条例第16号）	1
1-2 鴨川市災害対策本部条例（平成17年2月11日条例第17号）	2
1-3 鴨川市災害対策本部規則（平成17年2月11日規則第20号）	3
2. 被災者支援	4
2-1 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給	4
2-2 千葉県災害見舞金等支給基準	6
2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年2月11日告示第12号）	7
2-4 被災者生活再建支援制度	11
2-5 災害救助法	14
2-6 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準	17
2-7 罹災証明書	20
2-8 被災者台帳	21
3. 県への被害報告	22
3-1 報告一覧	22
3-2 被害の認定基準	24
3-3 市町村行政機能チェックリスト	27
4. 相互応援協定等	28
5. 自衛隊派遣要請	32
6. 災害危険箇所等	35
6-1 土砂災害警戒区域指定状況	35
6-2 地すべり関連一覧表	38
6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地	41
6-4 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間	42
7. 避難計画	43
7-1 避難施設一覧 避難所	43
7-2 避難施設一覧 指定緊急避難場所	44
7-3 要配慮者利用施設	50
7-4 様式	51
8. ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表	62
9. 市有建築物の耐震化等	63
10. 関係機関一覧	64

1. 防災関係条例及び規定等

1-1 鴨川市防災会議条例（平成17年2月11日条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鴨川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）鴨川市地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員14人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2）自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - （3）千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （4）千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6）教育長
 - （7）安房郡市広域市町村圏事務組合消防長及び消防団長
 - （8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （10）その他市長が必要と認める者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（防災会議）

第4条 防災会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 防災会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1－2 鴨川市災害対策本部条例（平成17年2月11日条例第17号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、鴨川市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（分掌）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

1－3 鴨川市災害対策本部規則（平成17年2月11日規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、鴨川市災害対策本部条例（平成17年鴨川市条例第17号）第4条の規定に基づき、鴨川市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

（本部員）

第3条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）教育委員会教育長

（2）企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長、教育次長及び議会事務局長

（3）鴨川市行政組織規則（平成18年鴨川市規則第20号）第5条第1項に規定する課の長、天津小湊支所長、清掃センター所長、衛生センター所長、国保病院事務長、会計管理者、水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及びこれらに相当する職にある者

（4）消防団団長

（本部連絡員）

第4条 対策本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

3 連絡員は、各種情報の収集及び相互連絡調整の事務を担当する。

（対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌）

第5条 対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌は、本部長が別に定める。

（本部員の配備）

第6条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部員の配備は、本部長が別に定める。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、対策本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

2. 被災者支援

2-1 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、災害により住居、家財に被害を受けた世帯主に対して生活の立て直しに資するための災害援護支金の貸付けを実施する。鴨川市においては、千葉県市町村総合事務組合条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

① 対象災害（災害救助法の適用がない場合でも対象となる。）

自然災害（事故等人為的な原因により被害が生じた場合は対象外）

- ・市において住居が5世帯以上滅失した
- ・県内において、住居が5世帯以上滅した市町村が3以上ある
- ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある

② 支給対象

上記①により死亡した者の遺族に対して支給する。

（遺族＝配偶者、子、父母、孫、祖父母）

③ 弔慰金の額

- ・生計維持者が死亡した場合 500 万円
- ・その他の者が死亡した場合 250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

① 対象災害

(1) 災害弔慰金に同じ

② 支給対象

上記①により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。

- ・両目が失明した者
- ・咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ・神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ・両上肢の用を全廃したもの
- ・両下肢のひざ関節以上で失ったもの
- ・両下肢の用を全廃したもの
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの

③ 弔慰金の額

- ・生計維持者が負傷した場合 250 万円
- ・その他の者が負傷した場合 125 万円

(3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

① 対象災害

自然災害であって、県内において災害災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合

資料編
2. 被災者支援

の災害とする（県内の全ての市町村における被害が対象となる。）。

②貸付対象

- 世帯主が療養に要する期間がおおむね 1 月以上である負傷を負った場合
- 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上の損害である
- 住居の半壊又は全壊・流出

と認められる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下のとおりであるもの。

同一世帯員	前年の所得の合計額の上限
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5 人以上	1 人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする

③支援の内容

■貸付限度額

a. 世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がある場合	
ア 当該負傷のみ	150万円
イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊	270万円
エ 住居の全壊	350万円
b. 世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がない場合	
ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円

■貸付利率

年 3 %（据置期間中は無利子）

■据置期間

3 年以内（特別の場合 5 年）

■償還期間

10 年以内（据置期間を含む）

2-2 千葉県災害見舞金等支給基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、千葉県内における災害による被災者及び遺家族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する場合の基準等を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象によって発生した災害をいう。

(見舞金等支給対象)

第3条 知事は、同一原因の災害による千葉県内の被害が、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金等を支給することができる。

- (1) 死者（行方不明を含む）が発生した場合
- (2) 家屋被害のうち、全壊・全焼・流失が5棟以上発生した場合
- (3) その他知事が特に必要と認める場合

(見舞金の額)

第4条 見舞金等の額は次の基準によるものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、これらの金額を増額することができる。

(1) 死 者	弔慰金として1人につき	100,000 円
(2) 行方不明者	見舞金として1人につき	100,000 円
(3) 重傷者	見舞金として1人につき	30,000 円
(4) 家屋の全壊・全焼・流失	見舞金として1世帯につき	100,000 円

(支給対象者)

第5条 見舞金等は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。

- (1) 死 者 遺族
- (2) 行方不明者 家族
- (3) 重傷者 本人
- (4) 家屋の全壊・全焼・流出 被災世帯主

2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年2月11日告示第12号）

（趣旨）

第1条 この告示は、災害を被った市民に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により被害を生ずること。
- （2）市民 災害により被害を受けた際、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者

（被災の報告等）

第3条 市民は、次に掲げる災害を受けた場合、市長に災害状況報告書（別記第1号様式）を提出するものとする。ただし、市の担当職員において、被災の状況確認が済んでいる場合は、これを省略することができる。

- （1）災害による、住家の全壊、半壊若しくは床上浸水又は全焼若しくは半焼
- （2）災害による、死亡又は行方不明若しくは負傷
- （3）災害において生じた便所のくみ取り及び二次災害を及ぼすおそれのある土砂等を排除する場合

2 市長は、市民が前項に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し見舞金等を支給する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、見舞金等を支給することができる。

（調査）

第4条 市長は、被災者の調査については、消防署、消防団、警察、市政協力員及び民生委員その他関係行政機関と緊密な連絡をとり、災害の状況を調査し、災害調査票（別記第2号様式）を作成する。

（見舞金等の支給）

第5条 市長は、前条に規定する調査に基づき調整し、別表により見舞金等を支給する。

（見舞金等の適用除外）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、見舞金等は、支給しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- （1）本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合
- （2）被災者が防災に関する市長又は行政機関の勧告に従わず被害を受けた場合
- （3）火災の場合において、当該火災の原因が見舞金等を受けるべき被災者の故意又は重大な過失によると認められる場合
- （4）住家として使用していない建物に災害を受けたとき（別表に掲げる「家屋に被害を及ぼす土砂を排除する経費（応急処理分）」を除く。）。)

2 死亡の場合において、死亡した者の遺族が千葉県市町村弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けることができる場合は、第3条第1項第2号の見舞金等は、支給しない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

資料編
2. 被災者支援

別表（第5条関係）

災害の状況		見舞金等の額
住家の全壊又は全焼		1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼		1世帯につき 50,000円
床上浸水		1世帯につき 30,000円
死亡又は行方不明	主たる生計維持者	100,000円
	その他の者	1人につき 50,000円
負傷	軽傷（1週間以上～1月未満の入院の場合）	30,000円
	重傷又は重体（1月以上の入院の場合）	50,000円
冠水した家屋における便所の汲取料		全額
家屋に被害を及ぼす土砂を排除する経費（応急処理分）		全額 （ただし、10万円を上限とする。）
上記以外で市長が認めるもの		10,000円

資料編
2. 被災者支援

別記第1号様式（第3条関係）

災 害 状 況 報 告 書

鴨川市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に発生した _____ により、下記の災害が生じたの
で報告いたします。

年 月 日

記

1 被災力所 鴨川市

2 被災の状況
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

第 2 号様式（第 4 条関係）

災 害 調 査 票

調査報告者氏名 印

被災年月日	災害の種類	被災世帯の住所・世帯主氏名	住民登録等の 有無	災害の状況	見舞金額 (円)
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		

災害見舞金額 円

上記のとおり、災害状況を確認し、災害見舞金を支払ったことを報告する。

年 月 日
鴨川市福祉事務所長

2-4 被災者生活再建支援制度

(1) 対象となる自然災害

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した災害
- ② 市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害
- ③ 県において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害
- ④ 市において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記①～③に規定する区域に隣接するものに係る災害

(2) 支援の内容

① 生活関連経費

■ 対象となる経費

- 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- 特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- 住居の移転するための交通費
- 住宅を賃借する場合の礼金など

■ 支給限度額

対象世帯		支給限度額	
世帯の収入	年齢等の条件	複数世帯	単数世帯
500万円以下	—	100万円	75万円
500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

■ 支給対象者

住宅が全壊等（※）した世帯のうち、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯

※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含む（長期避難世帯）。

② 居住安定支援制度

■ 対象となる経費

- 被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費（大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去及び整地に要する経費が対象）
ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲。
- 被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費（大規模半壊住宅は補修に係る借入金関係経費も対象）
 - ・ ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象）
 - ・ ローン保証料
- 被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等

資料編
2. 被災者支援

(月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限る)

- 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費
- ・ 建築確認・完了検査等申請手数料
 - ・ 表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
 - ・ 仲介手数料
 - ・ 水道加入分担金

■ 支給限度額

a. 住宅が全壊等し、住宅を建設又は購入する場合は、200万円を上限に支給

世帯の収入	年齢等の条件	支 給 限 度 額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下	—	持家：200万円 借家：100万円	持家：150万円 借家：75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家：100万円 借家：50万円	持家：75万円 借家：37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

b. 住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設又は購入する場合は、100万円を上限に支給

世帯の収入	年齢等の条件	支 給 限 度 額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下	—	持家：100万円 借家：100万円	持家：75万円 借家：75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家：50万円 借家：50万円	持家：37.5万円 借家：37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

c. 住宅が全壊等又は大規模半壊し、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合は、50万円を上限に支給。ただし、上記a又はbの支給限度額の内数。

世帯の収入	年齢等の条件	支 給 限 度 額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下	—	持家：50万円 借家：50万円	持家：37.5万円 借家：37.5万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家：25万円 借家：25万円	持家：18.75万円 借家：18.75万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

但し)

- ・ 他都道府県へ移転する場合は、経費の算出にあたり、それぞれの経費に1/2を乗じた扱いになります。
- ・ 支援金の対象となる経費は、原則として災害発生後3年以内（家賃のみ2年以内）に支出される経費が対象です。

■支給対象者

住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。

※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。

(5) 被災者生活再建支援基金の指定

被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）として、（財）都道府県会館が指定されている。なお、千葉県は、県が行う支給事務に関し基金（（財）都道府県会館）へ委託している。

(6) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（財）都道府県会館は交付決定等を行う。

2-5 災害救助法

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(平成30年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 320 円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)		災害発生の日から20日以内に着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,140円以内		災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分				1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全全流	壊焼失			夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
						冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半半床	壊焼 床上浸水			夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
						冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

資料編
2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400 円 中学校生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料編
2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,400 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 24,700 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700 円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,900 円以内 土木技術者、建築技術者 14,600 円以内 大工 23,900 円以内 左官 25,500 円以内 とび職 25,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-6 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入× 25% …の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入× 5% …の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定 額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定 額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額 ×4% …の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円…の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施 設災害復旧事業の補助 特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措 置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除 く。
第8条	天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×0.5% …の県が1以上
		ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であつ て、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるも のについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮 する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対 する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所 得推定額×60%…の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額× 1% …の県が1以上
		ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、 生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法に	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%

資料編
2. 被災者支援

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第13条	よる災害関係保証の特例	B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% …の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 …の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業 関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、 被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

資料編
2. 被災者支援

(2) 局地激甚災害指定基準

市町村単位の被害額を基準として、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条 第6条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額＞当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 (樹木に係るもの)(木材生産部門) (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

2-7 罹災証明書

罹災証明願及び罹災証明書様式の例

罹 災 証 明 願

年 月 日

鴨川市長 様

申請者情報	住 所
	氏 名 ㊞
	罹災世帯主との続柄
	連絡先
罹災世帯情報	世帯主氏名 ※申請者氏名と同一の場合は記載不要
	被災住家の所在地 ※申請者住所と同一の場合は記載不要
	罹災原因
	年 月 日 による

被災状況について証明願います。

第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯員構成	氏名	続柄	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

居住確認区分	☐ 住民基本台帳	☐ 光熱水費等の領収書*
	☐ 借家等の賃貸契約書*	☐ その他*()

※「申請者情報の住所」と「被災住家の所在地」が同一で無い場合に、光熱水費の領収書等が必要。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鴨川市長

㊞

2-8 被災者台帳

被災者台帳様式の例

[illegible]

3. 県への被害報告

3-1 報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		危機管理課	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告 5 行政機能の状況 トップマネジメントの機能有無、人的体制（マンパワー）の充足状況、物的環境（庁舎施設等）の状況について「市町村行政機能チェックリスト」を用いて報告	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度直ちに ●県への報告方法 [端末入力、電話、FAX、市町村行政機能チェックリスト]
災害総括報告	定時報告	危機管理課	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②本部会議または県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで ●県への報告方法 [端末入力、電話、FAX]
	確定時報告		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 ●県への報告方法 [端末入力及び文書]
	年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで ●県への報告 [端末入力及び文書]
災害詳細報告		危機管理課	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで ●県への報告 [端末入力、電話、FAX]
		部門担当部	農林、水産、土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について定時に報告	

資料編
3. 県への被害報告

	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	① 同上 ② 同上 ●県への報告 [端末入力、電話、FAX]
--	--------	---------------------------------------	---

注) 端末入力：千葉県防災情報システム端末に入力

資料編
3. 県への被害報告

3-2 被害の認定基準

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。(原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者う1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。
罹災世帯		1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
道路	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

資料編
3. 県への被害報告

被 害 区 分		認 定 基 準 等
被 害	地 す べ り	地すべり等防止法（昭和33年 3 月31日法律第30号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年 7 月 1 日法律第57号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
そ の 他 被 害	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港法（昭和25年法律第137号）第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上、重要な輸送施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道 施 設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 石 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田 の 流 失 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑 の 冠 水	同上
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他公共施設の被害を受けた市町村とする。

資料編
3. 県への被害報告

被害区分		認定基準等
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料編
3. 県への被害報告

3-3 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト様式の例

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報

(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

① 市町村長の安否は確認できたか

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏

名 _____)

② 災害対策本部会議を定期的に開催しているか

③ 災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

④ 広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等

⑤ 特記事項

はい	いいえ
☐	☐
はい	いいえ
☐	☐
はい	いいえ
☐	☐

はい	いいえ
☐	☐
はい	いいえ
☐	☐

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

① 職員は業務等を担うために適切に参集しているか

(職員の参集状況約 % (業務等実施予定職員約 名中約 名参集))

② 職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

③ 特記事項

はい	いいえ
☐	☐
はい	いいえ
☐	☐

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

① 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

② 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

③ 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

④ 特記事項

はい	いいえ
☐	☐
はい	いいえ
☐	☐
はい	いいえ
☐	☐

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

資料編
4. 相互応援協定等

4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
1	鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区	物資・資機材の提供、職員の派遣、被災者受け入れ等	平成7年 4月29日
2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	水道災害の応援	平成7年 11月2日
3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	資機材・物資の提供、職員の派遣、施設の提供等	平成8年 2月23日
4	災害時における物資の供給に関する協定	千葉県石油商業共同組合安房支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	平成8年 10月1日
5	災害時の医療救護活動に関する協定	公益社団法人安房医師会	医療救護班の派遣、医薬材料品の供給	平成13年 12月25日
6	亀田総合病院における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定	亀田総合病院、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	異常事態発生時の通報連絡	平成14年 4月1日
7	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社カインズホーム鴨川店	物資の供給	平成17年 1月19日
8	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ベイシア鴨川店	物資の供給	平成17年 1月25日
9	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人安房歯科医師会	災害時の歯科医療	平成17年 10月11日
10	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活共同組合コープみらい	応急生活物資の供給	平成17年 11月11日
11	災害時における非常用飲料水及び防火用水に関する協定	株式会社小湊ホテル三日月（現鴨川ホテル三日月）	飲料水の提供	平成18年 2月10日
12	災害時における物資の供給に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部	LPガス・LPガス器具等の供給	平成19年 2月1日
13	災害時における災害応急対策に関する協定	千葉土建一般労働組合夷隅支部	応急対策の実施	平成19年 8月10日
14	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	物資の供給	平成20年 2月27日
15	災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町	応急物資の供給、輸送、職員の派遣、被災者の収容	平成20年 8月27日
16	高齢者の安全・安心に関する協定	鴨川警察署	高齢者の安全に関する協力	平成22年 8月19日

資料編
4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
17	災害時における協力に関する協定	かんぽの宿鴨川	避難場所・非常食・入浴の提供等	平成 23 年 4 月 1 日
18	災害時における応急措置に関する協定	鴨川市建設協力会	道路・河川等の応急措置	平成 23 年 6 月 1 日
19	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーライースト ジャパン株式会社	飲料水等の救援物資の提供	平成 23 年 7 月 12 日
20	災害時における遺体搬送に関する協定	一般社団法人全国霊柩 自動車協会	遺体の搬送	平成 24 年 4 月 1 日
21	災害時情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方 整備局	情報連絡員の派遣	平成 24 年 6 月 13 日
22	災害時における協力に関する協定	学校法人鉄焦館 亀田 医療大学	避難所の提供	平成 24 年 6 月 15 日
23	災害時の協力に関する協定	千葉県教育委員会 千 葉県立鴨川青年の家	避難所の提供	平成 24 年 12 月 1 日
24	加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える 協議会	物資・資機材の提供、職員の派遣等	平成 25 年 7 月 12 日
25	災害時における協力に関する協定	千葉県環境保全センタ ー鴨川部会	下水、し尿、浄化 汚泥の撤去、収集、 運搬等	平成 25 年 8 月 22 日
26	災害発生時における福祉避難所の 設置運営に関する協定	養護老人ホーム緑風 荘、特別養護老人ホー ム千の風・清澄、特別 養護老人ホームめぐ みの里、障害者支援施 設しあわせの里、障害 福祉サービス事業所 らんまん、障害支援施 設嶺岡園	福祉避難所の設置 運営	平成 26 年 3 月 31 日
27	災害時における家屋被害認定調 査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士 会	認定調査等	平成 26 年 7 月 15 日
28	災害時における畳の提供等にお ける協定	5 日で 5000 枚のプロジ ェクト実行委員会	畳の提供	平成 27 年 3 月 25 日
29	鴨川市と鴨川市内郵便局間にお ける包括連携協定	鴨川市内郵便局	情報の提供	平成 27 年 8 月 27 日
30	広告付避難施設等電柱看板に関 する協定	東電タウンプランニン グ株式会社 千葉総支 社	避難施設看板の提 供	平成 27 年 9 月 10 日
31	災害時の物資供給及び店舗営業 の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン・イレ ブン・ジャパン	物資の供給	平成 27 年 10 月 1 日
32	千葉県立内浦山県民の森における 災害時の協力に関する協定	千葉県	避難所の提供	平成 27 年 11 月 13 日
33	千葉県広域防災拠点施設の利用に 関する協定	千葉県	広域防災拠点の開 設及び運営	平成 28 年 3 月 25 日

資料編
4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
34	大規模災害時における施設の使用に関する協定	鴨川警察署	大規模災害時における施設の使用	平成 28 年 6 月 6 日
35	災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給	平成 28 年 8 月 23 日
36	充電インフラ設備及び運営に関する協定	鴨川市農林業体験交流協会 日本充電インフラ株式会社	道の駅の災害対策機能の相互協力	平成 28 年 8 月 25 日
37	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用及び管理	平成 28 年 9 月 1 日
38	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	福祉用具等物資の供給等協力	平成 28 年 10 月 11 日
39	災害時における防災活動に関する協定	イオンリテール株式会社 イオン鴨川店	資機材・物資の供給、活動要員の派遣、津波避難ビルの提供等	平成 29 年 11 月 15 日
40	Wi-Fi 開放の業務委託に関する覚書	チバビジネス株式会社	災害発生時に市内小中学校 5 施設の Wi-Fi を開放する	平成 30 年 9 月 28 日
41	鴨川市災害ボランティア活動センターの設置及び運営に関する協定	鴨川市社会福祉協議会	災害ボランティア活動センターの設置及び運営	平成 30 年 11 月 22 日
42	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時のアクセス集中軽減、スマホで見れる避難所情報等	平成 31 年 3 月 1 日
43	災害時の相互協力に関する協定	株式会社 NTT ドコモ	・災害対策機器（移動基地局車両等）の設営・運用 ・避難所への Wi-Fi サービス提供等	令和 2 年 5 月 12 日
44	千葉県南部災害支援センター事業に関する協定	特定非営利活動法人 ディープデモクラシー	令和元年台風第 15 号等の被災者に対し、ボランティア活動を行う。	令和 2 年 6 月 1 日
45	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 ・災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書 ・災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書 ・災害時における電源車の配備に関する覚書 ・防災行政無線等の活用に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	・停電復旧作業に支障となる障害物や現場までの道路上の障害物の除去、予防措置に関する相互協力 ・連絡調整員の派遣や連絡体制 ・電源車の優先配備等	令和 2 年 7 月 21 日

資料編
4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
46	鴨川市、千葉県南部の災害支援等に関する協定	特定非営利活動法人 災害救援レスキュー アシスト	災害時の簿欄ティ 活動に関する協力	令和2年8月 25日
47	災害時の医療救護活動に関する協定・覚書	一般社団法人安房薬 剤師会薬業会	災害時の薬剤師の 派遣や医薬品等の 供給	令和2年9月 11日
48	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム 南小町	福祉避難所の設置 運営	令和2年9月 25日
49	災害時における被害状況調査及び物資の輸送等に関する協定	鴨川自動車教習所	オフロードバイク 等による被害調査 及び物資輸送	令和2年10 月22日
50	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人千葉県 ペストコントロール 協会	水害時等の防疫業 務や感染症発生時 の消毒業務への協 力	令和2年10 月28日
51	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	被災者支援を目的 とした総合窓口開 設及び運営	令和2年11 月 日

5. 自衛隊派遣要請

(1) 災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

鴨川市長 ㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料編
5. 自衛隊派遣要請

(2) 災害派遣部隊撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

鴨川市長 ⑩

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時

年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

資料編
5. 自衛隊派遣要請

■災害派遣要請の手続き

提出 (連絡)先	区分	あて先	所在地
	陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
		高射学校長	〒264-8521 千葉市若葉区若松町902
		第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
		需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
	海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
		下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
		第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
	航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後、速やかに文書送付）		
県提出先	県防災危機管理部危機管理課		
提出部数	1部		
要請事項	○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等参考となるべき事項 なお、事態の推移に応じ、派遣を要しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。		

6. 災害危険箇所等

6-1 土砂災害警戒区域指定状況

No.	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
1	松郷	I-1357	鴨川市金東字松郷	急傾斜地の崩壊	千第166号 H18.3.14
2	奥谷1	I-0969	鴨川市江見内遠野字中谷	急傾斜地の崩壊	千第706号 H18.7.28
3	橋本	I-0973	鴨川市畑字橋本	急傾斜地の崩壊	千第706号 H18.7.28
4	市井原	I-0978	鴨川市畑字市井原	急傾斜地の崩壊	千第706号 H18.7.28
5	青木	I-0982	鴨川市江見青木字青木	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
6	横根	I-1359	鴨川市東江見字鹿嶋	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
7	西江見2	I-1613	鴨川市東江見字竹ノ谷	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
8	西江見3	I-1614	鴨川市西江見字塩喰	急傾斜地の崩壊	千第213号 H19.3.6
9	江見太夫崎1	II-4641	鴨川市江見太夫崎	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
10	天面	I-1358	鴨川市天面字鷹巣	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
11	大渕	I-1356	鴨川市大海字大渕	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
12	代	I-1617	鴨川市代	急傾斜地の崩壊	千第173号 H20.2.1
13	川口	I-2065	鴨川市貝渚字川口	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
14	浜荻1	I-1031	鴨川市浜荻	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
15	天津1	I-1619	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
16	和泉3	II-4635	鴨川市和泉	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
17	打墨4	I-1612	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
18	横手	I-0971	鴨川市栗斗字横手	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
19	東町2	II-6909	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
20	内浦4	I-1026	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
21	内浦7	I-1030	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
22	小湊6	I-1011	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第136号 H21.2.17
23	天津2	I-1361	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
24	天津4	I-1023	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
25	城戸	I-1013	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
26	内浦3	I-1025	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
27	内浦8	I-1363	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
28	小湊2	I-1007	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
29	若宮	I-0976	鴨川市畑	急傾斜地の崩壊	千第498号 H22.6.22
30	海ヶ谷	I-1032	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第150号 H23.3.11 千第552号 一部解除 H27.8.11
31	小湊	II-4786	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
32	小湊1	I-1006	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
33	小湊3	I-1008	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
34	小湊4	I-1009	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
35	小湊5	I-1010	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11

資料編
6. 災害危険箇所等

No.	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
36	小湊7	I-1012	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
37	実入	I-1015	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
38	長谷	I-1019	鴨川市小湊	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
39	天津	I-1021	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
40	天津3	I-1022	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
41	天津7	II-4781	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
42	天津10	II-4784	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
43	天津12	II-4772	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
44	天津13	II-4773	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
45	内浦2	I-1024	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
46	内浦12	II-4785	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第550号 H27.8.11
47	天津14	II-143040	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第82号 R1.6.28
48	古畑2	II-4659	鴨川市古畑	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
49	古畑3	II-4660	鴨川市古畑	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
50	古畑4	I-1615	鴨川市平塚	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
51	古畑5	II-160001	鴨川市平塚	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
52	打墨3	II-4626	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
53	栗斗2	II-4630	鴨川市栗斗	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
54	栗斗4	II-4632	鴨川市栗斗	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
55	西町	II-4636	鴨川市西町	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
56	東町1	II-4637	鴨川市東町及び西町	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
57	東町5	II-4682	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
58	東町6	II-4683	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第203号 R2.3.31
59	太田学1	II-4621	鴨川市太田学	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
60	太田学3	II-4623	鴨川市太田学及び京田	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
61	太田学4	II-4678	鴨川市太田学	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
62	和泉1	II-4633	鴨川市和泉	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
63	和泉4	II-4679	鴨川市和泉	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
64	打墨6	II-4674	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
65	打墨7	II-4675	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
66	打墨8	II-4676	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
67	打墨9	II-4677	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
68	打墨11	II-143041	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
69	打墨12	III-0461	鴨川市打墨	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
70	東町3	II-4680	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
71	東町4	II-4681	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
72	東町7	II-143042	鴨川市東町	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
73	四方木1	II-4750	鴨川市四方木	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
74	四方木2	II-4751	鴨川市四方木	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
75	四方木3	II-4752	鴨川市四方木	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6
76	四方木4	II-4753	鴨川市四方木	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2.10.6

資料編
6. 災害危険箇所等

No.	区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示番号及び指定年月日
77	四方木 5	Ⅱ-4754	鴨川市四方木	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
78	四方木 6	Ⅱ-4755	鴨川市四方木	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
79	清澄 1	Ⅱ-4756	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
80	清澄 2	Ⅱ-4757	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
81	清澄 3	Ⅱ-4759	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
82	清澄 4	Ⅱ-143046	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
83	清澄 5	Ⅱ-143047	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
84	清澄 6	Ⅱ-143048	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
85	清澄 7	Ⅱ-6910	鴨川市清澄	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
86	内浦17	Ⅱ-4758	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
87	内浦22	Ⅲ-0479	鴨川市内浦	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
88	天津 5	Ⅱ-4774	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
89	天津 6	Ⅱ-4780	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
90	天津11	Ⅱ-143044	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
91	天津15	Ⅱ-4762	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
92	天津16	Ⅱ-4763	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
93	天津17	Ⅱ-4764	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
94	天津18	Ⅱ-4765	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
95	天津19	Ⅲ-0481	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
96	天津20	Ⅲ-0482	鴨川市天津	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
97	浜荻 6	Ⅱ-143043	鴨川市浜荻	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
98	浜荻 7	Ⅱ-143045	鴨川市浜荻	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
99	浜荻 9	Ⅲ-0484	鴨川市浜荻	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6
100	池田	Ⅲ-0462	鴨川市池田	急傾斜地の崩壊	千第542号 R2. 10. 6

6-2 地すべり関連一覧表

表1. 地すべり防止区域

区 分		区 域	面 積 (ha)
指定済	河 川 環 境 課	鴨川市西外12区域 (表2のとおり)	627.93
	耕 地 課	〃 上外21区域 (表3のとおり)	1,568.01
	森 林 課	〃 川代外14区域 (表4のとおり)	2,695.93
	計	50区域	4,891.87

(注) 表中指定とは「地すべり等防止法」に基づく「地すべり防止区域」の指定のことである。

表2. 地すべり防止区域 (国土交通省所管)

平成28年4月現在

区域名	字 名	面積(ha)	指定年月日及び告示番号
今 平	西	42.10	S35. 6. 1 建告示第1007号
東	東	76.10	S35. 6. 1 建告示第1007号
		22.61	H 2. 3.31 建告示第813号
高 田	東	38.30	S35. 6. 1 建告示第1007号
芝	上	27.20	S35. 6. 1 建告示第1007号
		4.46	H19 .6.26 国告示第845号
貝 渚	貝 渚	17.58	S35. 6. 1 建告示第1007号
椎 郷	平 塚	61.67	S35. 6. 1 建告示第1007号
佐 久 間 森	金 束	38.66	S35. 6. 1 建告示第1007号
		125.00	S53. 8.17 建告示第1359号
荒 戸	畑	13.40	S37.10. 7 建告示第2585号
		9.60	S53. 8.17 建告示第1359号
小 山	仲	25.50	S44. 6. 5 建告示第3023号
西 平	西	28.00	S53. 8.17 建告示第1359号
		10.08	H 2. 3.31 建告示第813号
横 尾	横 尾	45.00	H 2. 3.31 建告示第814号
天 面	天 面	10.45	H 20.12.22 国告示第1497号
太 海	太 海	32.22	H 25. 3.28 国告示第280号
計 13区域		627.93 h a	

資料編
6. 災害危険箇所等

表 3. 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）

区域名	指定面積 (ha)	指定年月日	農林省告示番号
上	44.34	S34. 4. 6	299
二 子	37.12	S34. 4. 6	248
二 子（追加）	4.76	S39. 3. 9	238
二 子（追加）	25.40	S57. 3. 15	540
宮 山	16.68	S39. 2. 25	205
宮 山（追加）	7.20	S40. 3. 17	353
宮 山（追加）	9.60	H 1. 3. 29	469
金 束	15.90	S35. 4. 20	302
芝 尾	41.51	S42. 12. 20	1914
大 田 代	43.84	S43. 3. 18	372
大田代（追加）	6.80	S53. 3. 31	418
本 名	47.71	S43. 3. 18	371
下 小 原	63.40	S44. 3. 31	411
釜 沼	57.60	S44. 3. 31	412
釜 沼（追加）	102.80	S45. 3. 31	461
柿 木 代	56.36	S44. 3. 31	410
柿木代（追加）	119.00	S45. 3. 31	460
西 川	48.40	S45. 3. 31	429
房 田	165.00	S46. 3. 27	633
石 原	63.00	S47. 3. 24	442
石 原（追加）	19.02	H12. 12. 7	1516
宮 奈 良	54.30	S48. 3. 30	752
古 房	56.89	S49. 2. 20	86
佐 野	56.34	S50. 3. 29	349
山 居	49.20	S51. 3. 25	308
山 入	60.82	S51. 3. 25	308
北 風 原	61.10	S53. 3. 31	405
倉 後	45.80	S55. 3. 17	345
成 川	121.12	S56. 3. 18	371
西 条 中	67.00	H22. 3. 16	437
計 22区域	1,568.019 h a		

表 4. 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管）

区域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	農林省告示番号
川 代	川代、田原西	138.50	S37. 8. 17	1054
細 野	細野、宮山、北風原、 吉尾平塚	298.64	S37. 8. 17 S42. 10. 3	1054 1404
法 明	平塚	151.06	S37. 8. 17 S43. 8. 7	1055 1187
西	西	177.54	S38. 5. 21	675
上 小 原	上小原、主基西	199.25	S38. 5. 6 S44. 11. 24	584 1809
八 丁	吉尾平塚、宮山、仲、 大川面、吉尾西	222.71	S40. 7. 17 S49. 2. 18	768 57
引 越	金束	207.71	S40. 7. 17	768

資料編
6. 災害危険箇所等

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	農林省告示番号
畑 谷	畑、西	169.86	S42.10. 3	1402
石 間 寺	下小原、主基西	84.87	S44. 3.31	415
西 山	西山、東江見、西江見、東真門、西真門、青木、内遠野	36.32	S44.11.24	1805
嶺 岡	平塚	389.26	S44.11.24	1805
南 小 町	主基西、南小町、宮山	150.57	S45. 9. 7	1344
横 尾 ・ 大 川 面	横尾、大川面、宮山、成川、仲、北風原	211.87	S45.12.18	1902
豆 木	北風原、大幡	171.91	S49. 2.18	56
奈 良 林	奈良林、釜沼、古畑	85.86	S49. 2.18	56
計 15区域	2,695.93ha			

資料編
6. 災害危険箇所等

6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

令和2年7月15日現在

区域名	所在地	面積(㎡)	指定年月日及び告示番号
寄浦	寄浦	19,745.44	S45.6.26 千第402号
貝渚	貝渚	3,786.29	S46.5.1 千第405号の2
太海	太海字浜太海	64,169.45	S50.2.18 千第171号 S52.12.10 千第988号
駿河浜	駿河浜	6,162.00	S52.10.18 千第672号
磯村	磯村字北町	3,239.78	S57.12.10 千第989号
新屋敷	太海	13,930.12	S63.3.25 千第244号
長谷	小湊	12,661.32	H2.6.1 千第502号 H8.5.31 千第581号
実入	実入	18,894.77	H4.9.18 千第746号
清澄	清澄字表口	7,023.73	H6.3.18 千第243号
内浦	内浦字大風沢谷	10,848.87	H9.6.6 千第487号
内浦2	内浦	12,945.75	H12.8.1 千第586号
清澄2	清澄	2,330.77	H14.5.10 千第415号
天津	天津	7,651.90	H17.7.5 千第568号
寄浦2	内浦	13,061.22	H18.4.28 千第464号
海ヶ谷	小湊	7,724.82	H18.8.15 千第758号
前原	前原	973.21	H22.6.4 千第457号
浜荻	浜荻	2,731.00	H22.7.30 千第583号
天津2	天津	33,170.88	H30.5.11 千第225号
計18区域		241,051.32㎡	

6-4 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

(1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当※	規 制 区 間		交 通 量	規 制 基 準		危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延 長 (km)		通行止基準 時間雨量 連続雨量	雨量観測所		
道路種別:一般国道								
410号 (旧道)	鴨川 君津	鴨川市 横尾 1.5 君津市 豊英 0.9	2.4	—	30 150	長狭(河)	土砂崩落 路肩決壊	(国)410号
道路種別:主要地方道								
市原天津 小湊線 (81)	君津 鴨川	君津市 黄和田畑 3.7 鴨川市 四方木 2.5	6.2	866	30 150	亀山ダム(河) 清 澄 (河)	落石 土砂崩壊 トンネル	君津大多喜線 千葉鴨川線

(2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当※	規 制 区 間		交通 量	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延 長 (km)				
道路種別:一般国道							
128号(旧道)	鴨川	鴨川市 小湊 鴨川市 小湊	0.7	3,965	パトロールに よる	崩落 路肩決壊	(国)128号バ'イパス
410号	安房 鴨川	南房総市 西原 11.1 鴨川市 宮山 1.8	12.9	1,954	〃	土砂崩落 地すべり 路肩決壊	富津館山線 鴨川富山線
道路種別:主要地方道							
市原天津小湊線 (81)	鴨川	鴨川市 四方木 鴨川市 天津	7.0	1,047	〃	土砂崩落 トンネル 路肩決壊	千葉鴨川線 天津小湊夷隅線
天津小湊夷隅線 (82)	鴨川	鴨川市 内浦 鴨川市 内浦	2.1	4,111	〃	路肩決壊 落石	(国)128号
富津館山線 (88)	君津 鴨川	富津市 上後 9.7 鴨川市 金束 1.3	11.0	1,057	〃	落石 土砂崩落 路肩決壊	(国)127号・410号 (国)465号 鴨川保田線
鴨川富山線 (89)	鴨川	鴨川市 上 鴨川市 西	5.4	1,147	〃	土砂崩落 路肩決壊 地すべり	鴨川保田線 (国)410号
道路種別:一般県道							
西江見(停)線 (272)	鴨川	鴨川市 東 鴨川市 西江見	4.4	185	〃	路肩決壊 地すべり	(国)410号 南三原(停)丸線

(資料:千葉県異常気象時通行規制区間図, 平成30年3月:千葉県道路環境課)

7. 避難計画

7-1 避難施設一覧 避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容 人数 (4㎡あたり 1人)
1	亀田医療大学	鴨川市横渚462	04-7099-1211		220
2	長狭高等学校	鴨川市横渚100	04-7092-1225	1	273
3	西条小学校	鴨川市打墨220	04-7092-0243	1	111
4	福祉センター	鴨川市八色866	04-7093-7500	1	31
5	鴨川中学校	鴨川市広場2201	04-7092-1228	1	330
6	東条小学校	鴨川市西町364	04-7092-0624	1	149
7	田原小学校	鴨川市坂東285	04-7092-0675	1	147
8	旧主基小学校	鴨川市成川35	04-7093-7830	1	122
9	長狭学園	鴨川市宮山176	04-7097-0176	1	175
10	長狭認定こども園	鴨川市松尾寺417	04-7097-1502	1	142
11	大山公民館	鴨川市金束5	04-7098-0002	1	122
12	旧曾呂小学校	鴨川市仲町605-1	04-7094-0512	1	111
13	江見小学校	鴨川市宮1451-1	04-7092-9120	1	201
14	鴨川青年の家	鴨川市太海122-1	04-7093-1666	1	198
15	旧江見小学校	鴨川市東江見308	04-7094-0512	1	122
16	安房東中学校	鴨川市天津1033	04-7094-0635	1	175
17	天津小湊小学校	鴨川市天津1166	04-7094-0104	1	187
18	旧小湊小学校	鴨川市内浦1923	04-7093-7828	1	187
19	四方木ふれあい館	鴨川市四方木367-2	04-7094-0511	1	19
20	清澄憩いの家	鴨川市清澄155	04-7093-7833	1	14
21	中央公民館	鴨川市前原60	04-7093-1141	1	26
22	西条公民館	鴨川市八色1244-1	04-7093-0733	1	26
23	東条公民館	鴨川市広場1588-1	04-7092-3123	1	15
24	田原公民館	鴨川市太尾368-1	04-7093-2857	1	24
25	主基公民館	鴨川市成川34	04-7097-1505	1	25
26	吉尾公民館	鴨川市松尾寺454-2	04-7097-1111	1	25
27	曾呂公民館	鴨川市仲町590-1	04-7092-9449	1	23
28	太海公民館	鴨川市太海2030-2	04-7092-0669	1	22
29	江見公民館	鴨川市東江見376-5	04-7096-1111	1	26
30	天津小湊公民館	鴨川市天津1092-7	04-7094-2230	1	21
31	コミュニティセンター小湊	鴨川市内浦563	04-7095-2803	1	52

資料編
7. 避難計画

7-2 避難施設一覧 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
1	八雲神社	鴨川市貝渚 2202		1	1	1	1	1		1	1
2	白幡神社	鴨川市貝渚 3102		1	1	1	1	1		1	1
3	心巖寺	鴨川市貝渚 2002-1	04-7092-0023	1	1	1	1	1		1	1
4	貝渚八幡神社	鴨川市貝渚 801	04-7092-9231	1	1	1	1	1		1	1
5	黒潮荘	鴨川市貝渚 2565	04-7092-2205	1	1	1	1	1		1	1
6	鴨川小学校	鴨川市横渚 500	04-7092-0064	1	1	1	1	1	1	1	1
7	中央公民館	鴨川市前原 60	04-7093-1141	1	1	1	1	1		1	1
8	花房滝口神社	鴨川市花房 874		1	1	1	1	1		1	1
9	栗斗公会堂	鴨川市栗斗 287-1		1	1	1	1	1		1	1
10	花房青年館	鴨川市花房 438-1		1	1	1	1	1		1	1
11	滑谷青年館	鴨川市滑谷 605		1	1	1	1	1		1	1
12	西条小学校	鴨川市打墨 220	04-7092-0243	1	1	1	1	1	1	1	1
13	打墨公会堂	鴨川市打墨 1341		1	1	1	1	1		1	1
14	福祉センター	鴨川市八色 866	04-7093-7500	1	1	1	1	1		1	1
15	西条公民館	鴨川市八色 1244-1	04-7093-0733	1	1	1	1	1		1	1
16	小松原鏡忍寺	鴨川市広場 1413	04-7092-0604	1	1	1	1	1		1	1
17	掛松寺	鴨川市東町 1971	04-7092-1091	1	1	1	1	1		1	1
18	鴨川中学校	鴨川市広場 2201	04-7092-1228	1	1	1	1	1	1	1	1
19	東条小学校	鴨川市西町 364	04-7092-0624	1	1	1	1	1	1	1	1
20	広場区集会所	鴨川市広場 819-1		1	1	1				1	1
21	新田公会堂	鴨川市西町 1221-5		1	1	1	1	1		1	1
22	和泉公会堂	鴨川市和泉 1612		1	1	1	1	1		1	1
23	東条公民館	鴨川市広場 1588-1	04-7092-3123	1	1	1	1	1		1	1
24	大里神社	鴨川市大里 506		1	1	1	1	1		1	1
25	西福寺	鴨川市竹平 533		1	1	1	1	1		1	1
26	太尾青年館	鴨川市太尾 130		1	1	1	1	1		1	1

資料編
7. 避難計画

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
27	池田公会堂	鴨川市池田 235-1		1	1	1	1	1		1	1
28	日摺間公会堂	鴨川市太田 学11-1		1	1	1	1	1		1	1
29	田原小学校	鴨川市坂東 285	04-7092-0675	1	1	1	1	1	1	1	1
30	太田学青年館	鴨川市太田 学372-1		1	1	1	1	1		1	1
31	田原公民館	鴨川市太尾 368-1	04-7093-2857	1	1	1	1	1		1	1
32	来秀青年館	鴨川市来秀 198		1	1	1	1	1		1	1
33	川代地区集会所	鴨川市川代 1361		1	1	1	1	1		1	1
34	北小町青年館	鴨川市北小 町1770-3		1	1	1	1	1		1	1
35	主基公民館	鴨川市成川 34	04-7097-1505	1	1	1	1	1		1	1
36	旧主基小学校	鴨川市成川 35		1	1	1	1	1	1	1	1
37	下小原集会所	鴨川市下小 原241		1	1	1	1	1		1	1
38	上小原青年館	鴨川市上小 原64		1	1	1	1	1		1	1
39	南小町区民センター	鴨川市南小 町1212		1	1	1	1	1		1	1
40	長狭学園	鴨川市宮山 176	04-7097-0176	1	1	1	1	1	1	1	1
41	長狭認定こども園	鴨川市松尾 寺417	04-7097-1502	1	1	1	1	1	1	1	1
42	安国寺	鴨川市北風 原911-1	04-7097-0213	1	1	1	1	1		1	1
43	春日神社	鴨川市北風 原307		1	1	1	1	1		1	1
44	長狭高等学校	鴨川市横渚 100	04-7092-1225	1	1	1	1	1	1	1	1
45	龍江寺	鴨川市大幡 854-1	04-7098-0053	1	1	1	1	1		1	1
46	横尾公会堂	鴨川市横尾 38		1	1	1	1	1		1	1
47	吉尾公民館	鴨川市松尾 寺454-2	04-7097-1111	1	1	1	1	1		1	1
48	真福寺	鴨川市大幡 1177	04-7098-0207	1	1	1	1	1		1	1
49	平塚区民センター	鴨川市平塚 1905		1	1	1	1	1		1	1
50	大山公民館	鴨川市金束 5	04-7098-0002	1	1	1	1	1	1	1	1
51	奈良林青年館	鴨川市奈良 林455		1	1	1	1	1		1	1
52	佐野集落センター	鴨川市佐野 209		1	1	1	1	1		1	1
53	釜沼北集会所	鴨川市釜沼 1029		1	1	1	1	1		1	1
54	西集会所	鴨川市西7 47	04-7092-9320	1	1	1	1	1		1	1

資料編
7. 避難計画

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
55	畑青年館	鴨川市畑9 33		1	1	1	1	1		1	1
56	旧曽呂小学校	鴨川市仲町 605-1		1	1	1	1	1	1	1	1
57	曽呂公民館	鴨川市仲町 590-1	04-7092-9449	1	1	1	1	1		1	1
58	代集会所	鴨川市代4 62		1	1	1	1	1		1	1
59	江見小学校	鴨川市宮1 451-1	04-7092-9120	1	1	1	1	1	1	1	1
60	鴨川青年の家	鴨川市太海 122-1	04-7093-1666	1	1	1	1	1		1	1
61	太海公民館	鴨川市太海 2030-2	04-7092-0669	1	1	1	1	1		1	1
62	天面善光寺	鴨川市天面 163-1	04-7092-2044	1	1	1	1	1		1	1
63	太夫崎集会所	鴨川市江見 太夫崎292 -2		1	1	1	1	1		1	1
64	吉浦青年館	鴨川市江見 吉浦47-1		1	1	1	1	1		1	1
65	西山集会所	鴨川市西山 94		1	1	1	1	1		1	1
66	北区公会堂	鴨川市西江 見680-1		1	1	1	1	1		1	1
67	東組集会所	鴨川市江見 東真門412 -1		1	1	1	1	1		1	1
68	旧江見小学校	鴨川市東江 見308		1	1	1	1	1	1	1	1
69	江見公民館	鴨川市東江 見376-5	04-7096-1111	1	1	1				1	1
70	神明神社	鴨川市天津 2954	04-7094-0323	1	1	1	1	1		1	1
71	日澄寺	鴨川市天津 1850	04-7094-0132	1		1	1	1		1	1
72	海福寺	鴨川市天津 1553-1	04-7094-0537	1		1	1	1		1	1
73	萬福寺	鴨川市天津 1276-1	04-7094-0399	1		1	1	1		1	1
74	新町青年館	鴨川市天津 2029-2		1	1	1				1	1
75	谷町コミュニ ティセンター	鴨川市天津 1848-1		1	1	1				1	1
76	天津小湊認定 こども園	鴨川市天津 1208-1	04-7094-0380	1		1	1	1		1	1
77	芝町コミュニ ティセンター	鴨川市天津 1016		1	1	1	1	1		1	1
78	坂本鳥居館	鴨川市天津 3459-5		1	1	1	1	1		1	1
79	わんぱくハウス	鴨川市天津 78		1	1	1	1	1		1	1
80	引土青年館	鴨川市天津 70		1	1	1				1	1
81	浜荻西青年館	鴨川市浜荻 1145-1		1	1	1	1	1		1	1

資料編
7. 避難計画

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象
82	天津小湊公民館	鴨川市天津 1092-7	04-7094-2230	1	1	1	1	1		1	1
83	安房東中学校	鴨川市天津 1033	04-7094-0635	1	1	1	1	1	1	1	1
84	天津小湊小学校	鴨川市天津 1166	04-7094-0104	1		1	1	1	1	1	1
85	天津小湊保健福祉センター	鴨川市天津 163-1	04-7094-2771	1	1	1				1	1
86	貴船神社	鴨川市浜荻 1185		1		1	1	1		1	1
87	薬師堂	鴨川市浜荻 1288-1		1	1	1	1	1		1	1
88	大萩神社	鴨川市内浦 354-1		1	1	1	1	1		1	1
89	高生寺	鴨川市内浦 544	04-7095-2823	1	1	1	1	1		1	1
90	西蓮寺	鴨川市内浦 1726	04-7095-2618	1	1	1	1	1		1	1
91	旧小湊小学校	鴨川市内浦 1923	04-7093-7828	1	1	1	1	1	1	1	1
92	吾妻神社	鴨川市内浦 1806		1	1	1	1	1		1	1
93	コミュニティセンター小湊	鴨川市内浦 563	04-7095-2803	1	1	1				1	1
94	誕生寺布教殿堂	鴨川市小湊 183	04-7095-2621	1	1	1	1	1		1	1
95	妙蓮寺	鴨川市小湊 129-1	04-7095-2120	1		1	1	1		1	1
96	大萩青年館	鴨川市内浦 468		1	1	1				1	1
97	奥谷青年館	鴨川市内浦 1310-1		1	1	1	1	1		1	1
98	善龍寺	鴨川市内浦 2738	04-7095-2038	1		1	1	1		1	1
99	内浦山県民の森	鴨川市内浦 3228	04-7095-2821	1	1	1	1	1	1	1	1
100	清澄寺	鴨川市清澄 322-1	04-7094-0525	1	1	1	1	1		1	1
101	四方木ふれあい館	鴨川市四方 木367-2		1	1	1	1	1		1	1
102	清澄憩いの家	鴨川市清澄 155		1	1	1	1	1		1	1

●津波避難タワー

施設名	海拔(m)	所在地	備考
小湊津波避難タワー	6	内浦 1923	地上 12m

資料編
7. 避難計画

●津波避難ビル

地区	施設名	用途	所在地	電話	階建(避難エリア)	津波の浸水深(m)
鴨川地区	イオン鴨川店	デパート	鴨川市横渚 973-1	7093-6511	6 階(4階以上)	2.67
	鴨川令徳高等学校	学校	鴨川市横渚 815	7092-0267	5 階(5 階)	3.13
	ビューパレー鴨川	マンション	鴨川市横渚 855-1	7093-6061	12 階(外廊下)	3.21
	東洋大学鴨川セミナーハウス	学校	鴨川市前原 356-14	7099-0311	5 階(5 階)	3.21
	サンライズコースト鴨川	マンション	鴨川市前原 356-3	7098-2381	14 階(外廊下)	2.53
	サンシティ吉田屋	マンション	鴨川市前原 35-1	7098-2185	15 階(外廊下)	2.3
	ラ・メール鴨川	マンション	鴨川市前原 41-2	7092-1201	14 階(3 階以上外廊下)	2.68
	鴨川ユニバースホテル	ホテル	鴨川市前原 69	7092-1361	6 階(屋上)	2.88
	鴨川マリーナハイツ	マンション	鴨川市前原 359-1	7092-5533	14 階(外廊下)	3.6
	光潮ビル	アパート	鴨川市横渚 931-3	7093-3240	7 階(屋上)	2.72
	亀田医療大学	学校	鴨川市横渚 462	7099-1211	4 階(屋上)	1.45
東条地区	介護老人保健施設たいよう	老人ホーム	鴨川市西町 1011-1	7093-7711	4 階(屋上)	2.79
	亀田総合病院Kタワー	病院	鴨川市東町 929	7092-2211	13 階(3 階以上)	3.46
	セレーニア鴨川	マンション	鴨川市東町 1400-2	7093-7028	15 階(5F以上外廊下)	2.66
	ジェネピア鴨川	マンション	鴨川市東町 1415-1	7093-6004	15 階(5F以上外廊下)	3.02
	鴨川館	ホテル	鴨川市西町 1179	7093-4111	8 階(3 階)	0.78 (一部)
	かんぽの宿鴨川	ホテル	鴨川市西町 1137	7092-1231	7 階(7 階)	-
	鴨川シーワールドホテル	ホテル	鴨川市東町 1464-18	7092-2121	6 階(屋上)	3.76
	鴨川グランドホテル	ホテル	鴨川市広場 820	7092-2111	8 階(4～5 階)	2.66
	ブルーウェーブ鴨川	マンション	鴨川市広場 752-1	7093-5533	9 階(外廊下)	6.65
	養護老人ホーム 緑風荘	老人ホーム	鴨川市広場 1311	7092-0644	3 階(オープンスペース)	-
太海地区	ホテル海光苑	ホテル	鴨川市太海 110	7092-2131	4 階(屋上)	-
	ブルースカイ鴨川	マンション	鴨川市太海 1857-3	7093-2881	10 階(1 階ロビー)	-
	早稲田大学鴨川セミナーハウス	学校	鴨川市太海 1619-1	7099-0845	3 階(1階ラウンジ)	-
	城西国際大学観光学部	学校	鴨川市太海 1717	7098-2800	5 階(1 階ロビー)	-
	ホテル恵比寿	ホテル	鴨川市太海 2345	7092-2226	4 階(屋上)	-
	潮騒リゾート鴨川	ホテル	鴨川市太海浜 73-1	7092-1341	5 階(屋上)	-
江見地区	南鴨川シーハイツ	マンション	鴨川市江見青木 102	7096-0955	13 階(屋上)	-
	舟付	ホテル	鴨川市江見青木 65	7096-1200	3 階(屋上)	-
	東急リゾートマンション南房	マンション	鴨川市東江見 430-2	7096-1440	14 階(外廊下)	-
小湊地区	吉夢	ホテル	鴨川市小湊 182-2	7095-2111	9 階(7～8 階)	7.27
	三水ホテル	ホテル	鴨川市小湊 182-2	7095-3333	7 階(7 階)	6.91
	鴨川ホテル三日月	ホテル	鴨川市内浦 2781	7095-3111	10 階(5 階)	5.77
	小湊シーサイドハイツ	マンション	鴨川市内浦 345-1	7095-2261	11 階(屋上)	5.09
	ジョイライフ鯛の浦	老人ホーム	鴨川市内浦 56-1	7099-6018	5 階(屋上)	4.41
	ダイアパレス小湊	マンション	鴨川市内浦 67-5	7095-3071	12 階(外廊下)	-
	豊明殿	ホテル	鴨川市内浦 14	7095-2334	3 階(屋上)	-
	誕生寺 布教殿堂	宗教法人	鴨川市小湊 183	7095-2621	3 階(1 階以上)	-
天津地区	ホテルグリーンプラザ鴨川	ホテル	鴨川市天津 3289-2	7094-2525	4階(外廊下)	3
	宿中屋	ホテル	鴨川市天津 3287	7094-1111	5 階(屋上)	4.34
	鴨川ヒルズリゾートホテル	ホテル	鴨川市天津 3164-7	7094-2535	9 階(3 階ロビー)	-
	板橋区立天津わかしお学校	学校	鴨川市天津 1990	7094-0371	3 階(3 階外廊下他)	1.85 (一部)
	蓬莱屋旅館	ホテル	鴨川市天津 1376	7094-0029	3 階(屋上)	-

●福祉避難所協定施設

名 称	所 在 地
社会福祉法人 東明会 養護老人ホーム 緑風荘	鴨川市広場 1311 番地
社会福祉法人 健仁会 特別養護老人ホーム 千の風・清澄	鴨川市天津 3466 番地
社会福祉法人 太陽会 障害者支援施設 しあわせの里	鴨川市大幡 1243 番地の 2
社会福祉法人 太陽会 障害福祉サービス事業所 らんまん	鴨川市大幡 1245 番地
社会福祉法人 太陽会 特別養護老人ホーム めぐみの里	鴨川市大幡 1222 番地の 1
社会福祉法人 悠仁会 障害者支援施設 嶺岡園	鴨川市太海 630 番地の 4
社会福祉法人 永和会 特別養護老人ホーム 南小町	鴨川市南小町 809 番地 1

7-3 要配慮者利用施設

(1) 加茂川洪水浸水想定区域（令和2年5月28日公表）内の施設

No.	名称	所在地	備考
1	めぐみの里	鴨川市大幡1222-1	
2	オレンジハウス鴨川	鴨川市横渚881-6	
3	しあわせの里	鴨川市大幡1243-2	
4	らんまん	鴨川市大幡1245	
5	小田病院	鴨川市横渚880	
6	鴨川認定こども園	鴨川市横渚510	
7	鴨川小学校	鴨川市横渚500	

(2) 土砂災害警戒区域（令和2年10月6日告示までの100箇所）内の施設

No.	名称	所在地	備考
1	グループホーム星の砂	鴨川市浜荻817	
2	天津小湊認定こども園	鴨川市天津1208-1	
3	天津小湊小学校	鴨川市天津1166	

7-4 様式

震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト

整理番号

調査日		年 月 日		時間		午前 / 午後		時	
調査者				登録番号					
建物概要	施設名称				建築物名称				
	所在地				建築年		(西暦) 年		
	建物用途								
	構造種別	純鉄骨造 / 鉄骨と RC の混合構造 (層内・層別) / RC 造に鉄骨屋根 その他 ()							
	階数	地上		階	地下		階		
	建築面積	m ²			延床面積		m ²		
調 査									
方法		外観のみ実施 / 内観調査も併せて実施							
1 一見して危険と判定される (該当する場合は○をつけ危険と判定し調査を終了する)									判定結果
☐ 建築物全体又は一部の崩落・落階がある									施設が 危険な 状態
☐ 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある									
☐ 建築物全体又は一部の著しい傾斜がある									
2 全体の状況に関する点検項目									判定結果
☐ 隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性 (崖崩れなど) がある									施設が 危険又 は注意 を要す る状態
☐ 建物が多少なりとも傾斜している									
☐ 柱や梁に構成要素が曲がる現象 (座屈) が発生している									
☐ 筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある									
☐ 柱と梁の接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している									
☐ 柱脚が部分的にでも破損している									
☐ 高所からコンクリート片が落下した、あるいは落下しかかっている									
☐ 鉄筋コンクリートの部分に比較的大きなひび割れ (2 mm程度) が見られる									
☐ 鉄骨部材に著しい腐食が見られる									
☐ 窓ガラス・窓枠にひび割れが見られる、窓枠がひずみスムーズに開閉できない									
☐ 外装材や内装材にひび割れや隙間が見られる									
☐ 屋外階段やひさしがわずかに傾斜あるいは移動している									
☐ 照明や吊り物が部分的にずれている									
☐ 天井裏を目視できる場合に天井ブレースにたわんでいるものや破断したものがある									
☐ その他、異常が見られる									
3 つり天井に関する点検項目									判定結果
☐ 天井の一部でも落下または落下しそうな状態である									施設が 危険な 状態
☐ 天井の周囲または段差に破損がある※									
☐ 天井が部分的にずれている※									

※落下防止対策がなされている場合の判定結果は「施設が危険又は注意を要する状態」
文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成25年8月）を参考に作成

避難所状況報告書(初動期)

送信先：鴨川市災害対策本部

TEL04-7092-1111

FAX

避難所	ふりがな 避難所名 住所 TEL FAX			
項 目	第一報(参集後すぐ)	第二報(3時間後)	第三報(6時間後・閉鎖)	
送信者名				
報告日時	月 日() :	月 日() :	月 日() :	
避難種別	勧告・指示・自主避難	勧告・指示・自主避難	勧告・指示・自主避難	
利用可能な連絡手段	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	
避難者	人数	人	人	
	世帯数	世帯	世帯	
	今後の見込み	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし
建物の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	
傷病者等	なし・あり()人・不明	なし・あり()人・不明	なし・あり()人・不明	
人命救助	不要・必要()人・不明	不要・必要()人・不明	不要・必要()人・不明	
周辺状況	火災	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険
	土砂崩れ	なし・あり(約 件)・未発見	なし・あり(約 件)・未発見	なし・あり(約 件)・未発見
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通
	道路	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	ほとんどなし・あり(約 件)・不明
避難所以外の支援拠点	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	
参集者	行政担当者			
	施設管理者			
緊急を要する事項など (具体的に箇条書き)				
受信者名 (災害対策本部)				

- ・第一報(参集後すぐ)、第二報(3時間後)、第三報(6時間後または閉鎖時)は、同じ用紙に記入。
- ・報告は鴨川市災害対策本部あてFAXで送信する。FAXが使用できないときは、伝令などで連絡する。
- ・人命救助や周辺状況の詳細は「緊急を要する事項」に記入する。
「世帯数」は、避難所利用者登録票の枚数による回答も可能。

避難所状況報告書〔第 報〕

送信先：鴨川市災害対策本部

TEL

FAX

避難所	ふりがな 避難所名		住所		報告日時	月 日 ()		
	TEL		FAX			:		
避難所利用者数	区分		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)	
	避難所内に受け入れた者※	世帯数	世帯		世帯		世帯	
		人数	人		人		人	
	避難所以外の場所に滞在する者	世帯数	世帯		世帯		世帯	
		人数	人		人		人	
	合計	世帯数	人		人		人	
人数		世帯		世帯		世帯		
食料	区 分		朝		昼		夜	
	食料の給与数		食		食		食	
	食料の主な内容							
運営状況	(避難所利用者)組		編成	済 ・ 未編成	組数	計	組(避難所内 組+外 組)	
	避難所運営委員会		設置	済 ・ 未設置	役員	会長	人、副会長	人(うち女性 人)
	運営班		設置	済 ・ 未設置				
連絡事項	連絡元		主な対応状況			要望など		
	避難所運営委員会							
	各運営班	総務班						
		情報班						
		施設管理班						
		食料・物資班						
		保健・衛生班						
		要配慮者班						
		支援渉外班						
	行政担当者							
施設管理者								
ライフライン	電 気	□通電 □停電 (: 現在)			電 話	□可能 □不能 (: 現在)		
	水 道	□通水 □断水 (: 現在)			F A X	□可能 □不能 (: 現在)		
	ガ ス	□可能 □不能 (: 現在)				□ □ (: 現在)		
特記事項								

※「避難所内に受け入れた者」には、避難所敷地内での車中・テント生活者を含む。

避難所利用者名簿 (手書き用)

避難所名	
組 名	

[illegible]

ひなんじょりようしゃとうろくひょう

避難所利用者登録票

表面

					避難所名				受付番号	
記入日		年 月 日 ()			記入者氏名					
住所		〒 -			自治会・町内会名					
電話番号		() -			自宅の被害状況		ぜんかい はんかい いちぶそんかい 全壊 / 半壊 / 一部損壊			
携帯電話		() -					ぜんしょう はんしょう ゆかうえしんすい 全焼 / 半焼 / 床上浸水			
FAX		() -			滞在を希望する場所		ひなんじょ ☐ 避難所			
メール		@					☐ テント(避難所敷地内に設営)			
その他連絡先(親戚など)		〒 - () -					☐ 車 両(避難所敷地内に駐車) ☐ 避難所以外の場所 (自宅 / 他())			
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)					けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと				運営に協力 できること (特技・免許)	
氏名		生年月日・年齢		性別	続柄	国籍				
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		☐ 男 ☐ 女						
家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		☐ 男 ☐ 女						
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		☐ 男 ☐ 女						
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)		☐ 男 ☐ 女						
ペットの状況		☐ 飼っていない ☐ 飼っている→右欄へ		種類(頭数)		☐ 同伴希望(ペット台帳に記入) ☐ 置き去り ☐ 行方不明				
自家用車(避難所に駐車する場合)		車種		色		ナンバー				
安否確認のための情報開示		親族・同居者への提供 ☐ 希望する ☐ 希望しない		知人への提供 ☐ 希望する ☐ 希望しない		左記以外の者への提供 ☐ 希望する ☐ 希望しない				

・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

避難所利用者登録票

裏面：運営側（受付担当）記入用

<登録時>

●運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。

- ・安否確認への対応（公開・非公開）

※安否の問い合わせがあった場合に、住所（大字まで）と氏名、ふりがなを
公開してもよいか個人ごとに必ず確認すること。

- ・けがや病気、障害、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。

→詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 （滞在先）	場所	☐ 避難所内（ ） ☐ テント（避難所敷地内に設営） ☐ 車 両（避難所敷地内に駐車） ☐ 避難所以外の場所（ 自宅 / その他（ ））		
	組名		人数	人
	避難 確認	☐ 世帯全員の確認済 ☐ 一部未確認（未確認者： ）		
本人からの申告・聞き取り事項など				

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

ペット登録台帳

ペット登録台帳										避難所名		
番号	ペットの なまえ 種類	ワクチ ン・去勢 の状況	品種	性別	特徴 (毛色・体格、 迷子札の 有無など)	犬のみ記入		飼い主の 連絡先		受付担当の 記入欄		
						市町村 の 登録	狂犬病 予防接種			組名	入 所 日	退 所 日
記入例	グレイ 犬	済	ミニチュ アシュナ ウザー	オス	灰色、中 型、迷子札 あり	とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 愛知 太郎 電話 (000)0000 -0000		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	
						とうろくずみ 登録済 ・ していない	ちゅうしゃずみ 注射済 ・ していない	氏名 電話		/	/	

物資依頼伝票

鴨川市災害対策本部
FAX () -

→ 避難所名 :
← FAX () -

避難所 記入欄				鴨川市災害対策本部 記入欄		
依頼日時	年 月 日 () 時 分			受付日時	年 月 日 () 時 分	
担当者名				担当者名	TEL FAX	
ふりがな 避難所名	住所			発注業者	住所	
	TEL FAX			TEL	FAX	
				伝票番号	(伝票枚数)	
品名		品質・規格	数量	出荷数量	個口	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
				個口合計		

- ・ 避難所では、一品、サイズごとに記入する。
 - ・ 避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で鴨川市災害対策本部に送付する。
 - ・ 鴨川市災害対策本部は「鴨川市災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
 - ・ FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡しする。
- 避難所で物資を受領したら、「避難所受領サイン」欄に押印またはサインをする。また、「食料・物資受入簿」「物資ごとの受入・配布等管理簿」にも記入する。

配送担当者等記入欄				避難所受領サイン	備考
出荷日時	年 月 日 () 時 分				
配達者	TEL FAX				
配達日時	年 月 日 () 時 分				

物資ごとの受入・配布等管理簿

避難所名

[illegible]

食料依頼伝票

		鴨川市災害対策本部 FAX() —		→ ←	避難所名 : FAX() —	
避難所 記入欄	依頼日時	年 月 日 () 時 分			担当者名	
	ふりがな 避難所名	住所 TEL FAX				
	依頼内容	区分	必要数 (食)		備考	
		通常の食事		食		
		やわらかい食事		食		
		食物アレルギー対応など 特別な配慮が必要な食事 (詳細は備考に記載)		食		
		合計	食			
その他の依頼事項 (特別の配慮を要する食事の内容など)						
鴨川市災害対策本部 記入欄	避難所からの依頼を受信した日時	年 月 日 () 時 分			担当者名	
	対応内容	区分	必要数 (食)		備考	
		通常の食事		食		
		やわらかい食事		食		
		食物アレルギー対応など 特別な配慮が必要な食事		食		
		合計	食			
	発注業者	住所 TEL FAX				
配送業者	住所 TEL FAX					
避難所から受領連絡があった日時				連絡を受けた担当者名		

- ・ 避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で鴨川市災害対策本部に送付する。
- ・ 鴨川市災害対策本部は「鴨川市災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
- ・ FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡しする。
- ・ 避難所で食料を受領したら、鴨川市災害対策本部の食料・物資担当者に受領連絡する。また、「食料管理表」にも記入する。

食料管理表

- ・におい、外観、容器のやぶれなどの異常がないか確認してから配布する
- ・食料は、受け入れ後すみやかに配布し、日持ちのしないものは保管しないようにする
- ・配布された食料はすぐに食べ、残ったら必ず廃棄するよう、避難所利用者に伝える

区分	品名	日付⇒	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
飲料水・飲み物	飲料水 2 L											
	飲料水 500mL											
長期保存できるもの	アルファ化米											
アレルギー対応	アルファ化米											
	粉ミルク(アレルギー対応)											
	離乳食(アレルギー対応)											
その他	粉ミルク											
	離乳食											
	ミルク調整用の水											

8. ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

8. ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

離発着場 名 称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防 署から	避難所との 競合
	地名・地番	座標(60進法)		幅×長さ (m)	区分		
鴨川市総合運動施設 陸上競技場	鴨川市 太尾 866-1	N35° 06' 50" E140° 04' 41"	鴨川市	150×100	中	3,300m	なし
鴨川市総合運動施設 野球場	鴨川市 太尾 866-1	N35° 06' 49" E140° 04' 47"	鴨川市	80×80	中	3,000m	なし
鴨川市総合運動施設 サッカー場	鴨川市 太尾 866-1	N35° 06' 46" E140° 04' 40"	鴨川市	100×110	大	2,900m	なし
長狭高等学校	鴨川市 横渚 100	N35° 06' 24" E140° 05' 49"	千葉県教育庁	80×100	中	1,300m	避難施設と 隣接
長狭学園	鴨川市 宮山 176	N35° 07' 51" E140° 00' 56"	鴨川市教育委 員会	150×110	中	5,100m	避難施設と 隣接
鴨川市大川面運動広 場	鴨川市 大川面 32	N35° 08' 12" E140° 05' 50"	鴨川市	100×50	中	5,600m	なし
鴨川市体育センター	鴨川市 貝渚 242	N35° 06' 06" E140° 01' 02"	鴨川市	70×120	大	2,500m	なし
鴨川中学校野球場	鴨川市 広場 2201	N35° 07' 02" E140° 05' 58"	鴨川市教育委 員会	90m 扇型 70×70	中	1,000m	避難施設と 隣接
城西国際大学観光学 部運動場	鴨川市 太海 1469-5	N35° 05' 00" E140° 05' 15"	城西国際大学 観光学部	120×100	大	4,300m	なし
フィッシャリーナ鴨 川	鴨川市 前原 359-73	N35° 05' 51" E140° 06' 18"	鴨川市	90×90	大	2,800m	なし
天津小湊小学校運動 場	鴨川市 天津 1166	N35° 07' 28" E140° 09' 12"	鴨川市教育委 員会	40×60	小	4,000m	避難施設と 隣接
旧小湊小学校運動場	鴨川市 内浦 1923	N35° 07' 40" E140° 11' 42"	鴨川市	70×75	中	1,000m	避難施設と 隣接

9. 市有建築物の耐震化等

(1) 耐震化が必要な市有建築物

種別	施設名称	種別	施設名称
学校	旧江見小学校校舎	市営住宅	池田団地
	旧主基小学校校舎		江見内遠野団地
公民館等	太海公民館		成川団地
	田原公民館		漁民住宅
	吉尾公民館		
	青少年研修センター		
社会福祉 施設	鴨川認定こども園 (旧鴨川保育園)		
その他	旧市民会館		
	衛生センター		
	横渚浄水場		
	東町浄水場		
	江見浄水場 (休止中)		
	奥谷浄水場		
	消防団詰所		

10. 関係機関一覧

(1) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区長洲 1-9-1	048-600-6000 043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 千葉市中央区椿森 5-6-1	048-600-1111 043-251-7212
関東農政局 千葉県拠点	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区本千葉町 10-18	048-740-0308 043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	群馬県前橋市岩神町 4-16-25 千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	027-210-1150 043-242-4656
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 千葉市美浜区新港 198	045-211-7269 043-242-7336
東京航空局	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9292
関東地方整備局 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市稲毛区天台 5-27-1 千葉市中央区中央港 1-11-2	048-600-1333 043-285-0343 043-243-9172
第三管区海上保安本部 銚子海上保安部 勝浦海上保安署	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 銚子市川口町 2-6431 勝浦市浜勝浦 499	045-211-1118 0479-22-1359 0470-73-4999
東京管区气象台 銚子地方气象台	東京都千代田区大手町 1-3-4 銚子市川口町 2-6431	03-3212-8341 0479-23-7705
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
千葉労働局	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312

(2) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本電信電話株式会社 千葉事業部	東京都新宿区西新宿 3-19-2 千葉市美浜区中瀬 1-6	03-5359-4830 043-211-8652
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区大手町 2-3-5	0570-03-9909
株式会社 NTT ドコモ 千葉支店	東京都千代田区永田町 2-11-1 千葉市中央区新町 1000	03-5156-1111 043-301-0500
KDDI 株式会社 千倉技術保守センター	東京都新宿区西新宿 2-3-2 南房総市千倉町瀬戸字浜田 2980-15	03-3347-6633 0470-44-4000
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	03-6889-6601
日本赤十字社 千葉県支部	東京都港区芝大門 1-1-3 千葉市中央区千葉港 5-7	03-3438-1311 043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	東京都渋谷区神南 2-2-1 千葉市中央区千葉港 5-1	03-3465-1111 043-203-0597
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	東京都渋谷区代々木 2-2-2 千葉市中央区新千葉 1-3-24	03-5334-1167 043-225-9136

資料編
10. 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
日本通運株式会社 千葉支店	東京都港区東新橋 1-9-3 千葉市中央区今井 1-14-22	03-6251-1111 043-226-7600
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社	東京都千代田区内幸町 1-1-3 千葉市中央区富士見 2-9-5	03-6373-1111 043-370-2616
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-2 千葉市中央区中央港 1-14-1	03-3504-9945 043-246-0083

(3) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
公益社団法人千葉県医師会	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
一般社団法人千葉県歯科医師会	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
一般社団法人千葉県薬剤師会	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
一般社団法人千葉県 LP ガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043-246-1725
千葉テレビ放送株式会社	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
株式会社ニッポン放送	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
株式会社ベイエフエム	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
一般社団法人千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
一般社団法人千葉県バス協会	千葉市美浜区新港 212-2	043-246-8151
千葉県道路公社	千葉市中央区中央 2-5-1	043-222-8161

(4) その他公共団体

機関名	所在地	電話番号
鴨川農業協同組合	千葉県鴨川市八色 557-1	04-7093-3131
鴨川市鴨川商工会	千葉県鴨川市横渚 643-2	04-7092-0320
鴨川市漁業協同組合	千葉県鴨川市磯村 83-2	04-7093-2111
東安房漁業協同組合小湊支所	千葉県鴨川市小湊 182-3	04-7094-2891

(5) 災害時緊急連絡先

機関名	所在地	電話番号
【千葉県】		
防災危機管理部危機管理課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
安房地域振興事務所	館山市北条 402-1	0470-22-7111
安房農業事務所 総務課	館山市北条 402-1	0470-22-8641
安房健康福祉センター	館山市北条 1093-1	0470-22-4511
鴨川市地域保健センター	鴨川市横渚 1457-1	04-7092-4511
安房土木事務所	館山市北条 402-1	0470-22-4341

資料編
10. 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
鴨川出張所	鴨川市広場 820	04-7092-1107
南部林業事務所	鴨川市広場 820	04-7092-1318
【航空自衛隊】 第 44 警戒隊	南房総市丸山町平塚乙 2-564	0470-46-3001
【海上保安庁】 勝浦海上保安署	勝浦市浜勝浦 499	0470-73-4999
【安房郡市広域市町村圏事務組合】 消防本部 鴨川消防署 長狭分遣所 天津小湊分遣所	館山市北条 686-1 鴨川市横渚 1450 鴨川市金束 1-1 鴨川市内浦	0470-22-2233 04-7093-2131 04-7098-0256 04-7095-3610
【東日本電信電話株式会社】 木更津営業支店	木更津市新田 3-1-9	0438-23-4440
【東京電力パワーグリッド株式会社】 木更津支社	木更津市貝渚 3-13-40	0438-90-3208
【郵便局】 鴨川郵便局 天津郵便局	鴨川市横渚 1026-4 鴨川市天津 1216-1	04-7092-1099 04-7094-0753

(6) 自衛隊

部隊名 (駐屯地名)		連絡先		電話番号 ()は時間外
		時間内 (8:00～17:00)	時間外	
陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	本部	当直	習志野 047-466-2141 内線 218,236(302)
	高射学校 (下志津)	企画室	当直	千葉 043-422-0221 内線 313,314(302)
	第1ヘリコプター団 (木更津)	本部	当直	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)
	需品学校 (松戸)	企画室	当直	松戸 047-387-2171 内線 203(302)
海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部	当直	沼南 04-7191-2321 内線 2420(2424)
	第21航空群 (館山)	司令部	当直	館山 0470-22-3191 内線 213(222)
航空自衛隊	第4補給処 (木更津)	木更津支処 総務課	当直	木更津 0438-41-1111 内線 301(225)
	第 4 4 警戒隊 (嶺岡山)	総括班	当直	0470-36-3001 内線 202(410)
	千葉地方協力本部			043-251-7151